

# 『一般社団法人CLUB SINEPOST』クラブ規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

当クラブの名称を以下のとおりとする。『通称：CS（シーエス）』  
一般社団法人 CLUB SINEPOST（以下「クラブ」という）

### 第2条 (設立日)

当クラブの設立日を以下のとおりとする。  
令和2年4月1日

### 第3条 (事務局所在地)

当クラブの事務局は、主たる事務所を京都市内に置く。

### 第4条 (目的)

当クラブは、バスケットボールの活動を通じて、スポーツ会の発展に献身し、自分の可能性を最大限に高めることに寄与することを目的とする。

### 第5条 (活動)

当クラブは、第4条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 基礎基本的な技術習得のための定期的な練習会
- (2) 練習会の成果を試す交流会（練習試合）
- (3) U-15カテゴリーに属する各種大会に参加
- (4) その他、第4条に即した諸活動

## 第2章 会員

### 第6条 (会員資格)

当クラブの会員は、当クラブの活動の趣旨に賛同し、共に活動を行うことを希望する中学1年から中学3年生の女子とする。なお、他のクラブチームへの掛け持ちは不可とする。

### 第7条 (休会)

休会（引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、原則として休会を希望する月の10日までに届け出る。

### 第7条 第2項 (休会)

休会の期間は3ヶ月以内とする。

### 第8条 (退会)

退会を希望する会員は、退会を希望する月の10日までに届け出る。退会届を必ず提出する。

## 第3章 事故等

### 第9条（賠償責任）

本チームの活動中に発生した事故及び障害については保険の適用内とし、指導者、保護者、本チームは一切の責任を負わない。

## 第4章 組織

### 第10条（役員）

当クラブに以下の役員を置く。役員は兼ねることができる。

ヘッドコーチ 1名  
A・コーチ 数名  
トレーナー 1名  
サポートスタッフ 数名（ボランティアスタッフ）

### 第11条（役員の責務）

ヘッドコーチは、当クラブを代表し、円滑な運営に努め、当クラブの活動を統括する。A・コーチはヘッドコーチを補佐し、ヘッドコーチが欠員のときはヘッドコーチの職務を遂行する。

### 第12条（サポートスタッフ）

当クラブに以下のサポートスタッフを置く。なお、サポートスタッフは当クラブ会員で構成する。ヘッドコーチ、A・コーチがサポートスタッフを兼ねることもある。

総務 1名  
会計 1名  
庶務 1名

### 第13条（サポートスタッフ任期）

サポートスタッフの任期は、1年とし、再任を妨げない。年度途中、欠員補充により選任されたサポートスタッフの任期は、前任者の残任期間とする。

### 第14条（サポートスタッフ任務）

サポートスタッフの任務を以下のとおりとする。

総務は、当クラブの活動全体に関する連絡調整等の業務を掌る。  
会計は、総務をサポートするとともに、当クラブの活動推進に関する会計業務を担う。  
庶務は、総務をサポートするとともに、当クラブの一般的な事務作業等を扱う。

## 第5章 役員会等

### 第15条（役員会等）

当クラブの活動を円滑に行い、日常の活動内容を決定するために各役員の出席のもとに、ヘッドコーチの招集により役員会を定期的を開催する。

## **第6章 財産**

### **第16条 (財産)**

当クラブの運営上必要な物品・現金等の財産は、善良なる管理者の注意義務をもって、ヘッドコーチがこれを管理する。

### **第17条 第2項 (財産)**

当クラブの財産の管理の方法については、役員会の定めるところによる。

### **第18条 (経費等)**

当クラブの経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

### **第19条 第2項 (経費等)**

当クラブは、寄付を運営費用とするために、寄付金として 月8,000円を募る。

### **第20条 (会計年度)**

当クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### **第21条 (会計報告)**

監督は、年1回、その会計年度に係る財産の収支について、年度末に会計報告を行う。

## **第7章 写真、映像の使用**

### **第21条 (写真、映像の使用)**

本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を、ホームページ、その他のプロモーションに使用する場合がある。

## **第8章 規約の改正**

### **第22条 (規約の改正)**

本クラブは、必要に応じ随時、本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項については細則を定めることができる。